



沖縄労働局発表  
平成28年3月23日

担 当	沖縄労働局労働基準部 監督課長 橋本 泰明 労働時間設定改善指導官 大村 達治 電話：098-868-4303
--------	--

## 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」における 重点監督の実施結果について

沖縄労働局（局長 待鳥 浩二）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめました。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎 恭久 厚生労働大臣）の指示の下、長時間労働が疑われる事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場を対象に集中的に実施したものです。

沖縄労働局では、是正指導に応じない事業場に対しては送検も視野に入れて対応するなど、引き続き過重労働解消に向けた取組みを行ってまいります。

### 【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： 64 事業場〔全国 5,031 事業場〕  
このうち、57 事業場（全体の 89.1%）〔全国 3,718 事業場（全体の 73.9%）〕で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕  
違法な時間外労働があったもの： 42 事業場（65.6%）〔全国 2,311 事業場（45.9%）〕  
うち、時間外労働<sup>1</sup>の実績が最も長い労働者の時間数が  
月100時間を超えるもの： 11 事業場（26.2%）〔全国 799 事業場（34.6%）〕  
うち月150時間を超えるもの： 2 事業場（4.8%）〔全国 153 事業場（6.6%）〕  
うち月200時間を超えるもの： 1 事業場（2.4%）〔全国 38 事業場（1.6%）〕  
賃金不払残業があったもの： 11 事業場（17.2%）〔全国 509 事業場（10.1%）〕  
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：11 事業場（17.2%）〔全国 675 事業場（13.4%）〕
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕  
過重労働による健康障害防止措置が  
不十分なため改善を指導したもの： 32 事業場（50.0%）〔2,977 事業場（59.2%）〕  
うち、時間外労働を月80時間<sup>2</sup>以内に削減するよう指導したもの：12 事業場（37.5%）〔全国 1,772 事業場（59.5%）〕  
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：24 事業場（37.5%）〔全国 1,003 事業場（19.9%）〕

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

〔参考〕平成26年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督では、監督指導を実施した50事業場〔全国4,561事業場〕のうち、42事業場（全体の84%）〔全国3,811事業場（全体の83.6%）〕で労働基準関係法令違反が認められた。

### 是正・改善指導の対象となった主な内容

長時間労働が、支配人や特定の部署又は個人に偏っている状況が認められたことから、業務の再分配、適切な人員配置、業務の見直し等について労使で協議を行うなど労使一体となって長時間労働の削減に努めるよう指導した結果、長時間労働が多く見受けられる部署について人員補充を実施するとともに、慣例化している作業の廃止、重複作業の整理、職場内教育訓練(OJT)を通じた多能工化等により、長時間労働の改善が進んだもの。(旅館業)

### 【資料】

別紙 「平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況」

## 平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

## 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

## 重点監督実施状況

平成27年度過重労働解消キャンペーン(平成27年11月)の間に、64事業場(全国5,031事業場)に対し重点監督を実施し、57事業場(全体の89.1%、全国73.9%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが42事業場(全体の65.6%、全国45.9%)、賃金不払残業があったものが11事業場(全体の17.2%、全国10.1%)であった。

表1 重点監督実施件数等

合計	監督実施事業場数 (注1)		違反件数(下段:違反率) (注2)		違反状況(下段:違反率)						
	全国	沖縄	全国	沖縄	労働時間(注3)		賃金不払残業(注4)		健康障害防止対策(注5)		
					全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	
	5,031	64	3,718	57	2,311	42	509	11	675	11	
	100%	100%	73.9%	89.1%	45.9%	65.6%	10.1%	17.2%	13.4%	17.2%	
主な業種	製造業	1,679	5	1,221	5	802	4	101	0	185	2
		33.4%	7.8%	72.7%	100%	47.8%	80.0%	6.0%	21.4%	11.0%	40.0%
	建設業	247	1	178	1	108	1	33	1	18	0
		4.9%	1.6%	72.1%	100%	43.7%	100%	13.4%	100%	7.3%	0.0%
	運輸交通業	387	3	307	3	217	2	30	0	53	0
		7.7%	4.7%	79.3%	100%	56.1%	14.7%	7.8%	7.1%	13.7%	0.0%
	商業	922	17	697	14	422	11	114	1	115	0
		18.3%	26.6%	75.6%	82.4%	45.8%	64.7%	12.4%	5.9%	12.5%	0.0%
	教育・研究業	174	2	129	2	70	2	25	1	22	1
		3.5%	3.1%	74.1%	100%	40.2%	100%	14.4%	50.0%	12.6%	50.0%
保健衛生業	372	7	288	6	134	3	49	2	59	1	
	7.4%	10.9%	77.4%	85.7%	36.0%	42.9%	13.2%	28.6%	15.9%	14.3%	
接客娯楽業	339	11	288	10	201	9	64	2	96	3	
	6.7%	17.2%	85.0%	90.9%	59.3%	81.8%	18.9%	18.2%	28.3%	27.3%	
その他の事業	597	10	401	9	243	5	66	3	76	1	
	11.9%	15.6%	67.2%	90.0%	40.7%	50.0%	11.1%	30.0%	12.7%	10.0%	

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) 下段は、監督実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反(36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している(計算誤り等は含まない)。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反(衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。)、労働安全衛生法第66条違反(健康診断を行っていないもの)及び労働安全衛生法第66条の8違反(1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。)を計上している。

重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報があった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が65.6%(平成26年の定期監督等における比率は20.0%)と高くなっている。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

	全体	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
全国	5,031	1,011	1,586	834	744	621	235
	100%	20.1%	31.5%	16.6%	14.8%	12.3%	4.7%
沖縄	64	18	25	3	7	7	4
	100%	28.1%	39.1%	4.7%	10.9%	10.9%	6.3%

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

	全体	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
全国	5,031	449	727	496	652	1,031	1,676
	100%	8.9%	14.5%	9.9%	13.0%	20.5%	33.3%
沖縄	64	7	16	7	11	13	10
	100%	10.9%	25.0%	10.9%	17.2%	20.3%	15.6%

## 2 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち32事業場(全国2,977事業場)に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

	全体	専用指導文書交付		指導事項(注1)			
		交付件数(上段) 交付率(下段)	面接指導等の 実施(注2)	衛生委員会等 における調査審議 の実施(注3)	月45時間以内へ の削減(注4)	月80時間以内 への削減(注5)	面接指導等が実 施できる仕組み の整備等(注6)
全国	5,031	2,977	392	685	1,202	1,772	213
沖縄	64	32	6	4	20	12	4

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

(注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

(注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち24事業場(全国1,003事業場)に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

	全体	指導票交付		指導事項(注1)				
		交付件数(上段) 交付率(下段)	始業・終業時刻の確 認及び記録	自己申告制の説 明	実態調査の実施	適正申告阻害要 因の排除	労働時間を管理す る者の責務	労使協議組織 の活用
全国	5,031	1,003	547	146	476	75	50	7
沖縄	64	24	6	2	18	2	1	1

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

## 3 重点監督において把握した実態

### 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった42事業場(全国2,311事業場)において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、11事業場(全国799事業場)で1か月100時間を、2事業場(全国153事業場)で1か月150時間を、1事業場(全国38事業場)で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

	全体	1月当たり45時間 以下	1月当たり45時間 超80時間以下	1月当たり80時間 超100時間以下	1月当たり100時間 超150時間以下	1月当たり150時間 超200時間以下	1月当たり200 時間超
全国	2,311	601	515	396	646	115	38
沖縄	42	16	13	2	9	1	1